

# 知的財産政策

## 第12回

令和2年6月26日(金)

加藤 浩

[katou.hiroshi@nihon-u.ac.jp](mailto:katou.hiroshi@nihon-u.ac.jp)

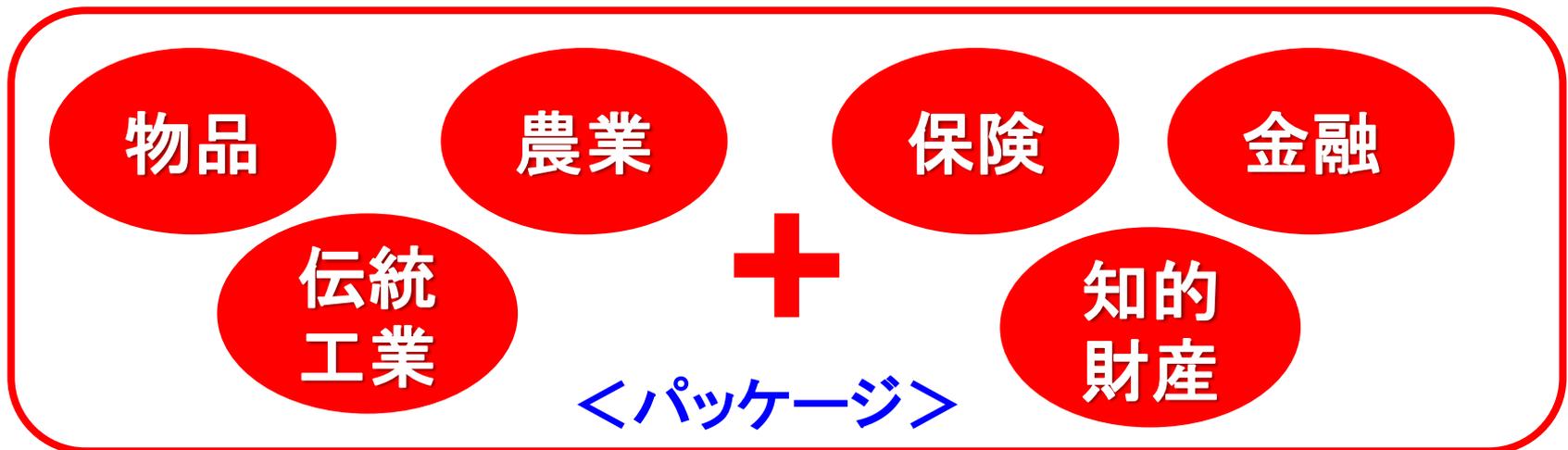
# 知的財産政策の国際的課題(2)

第1部. 開発と知的財産

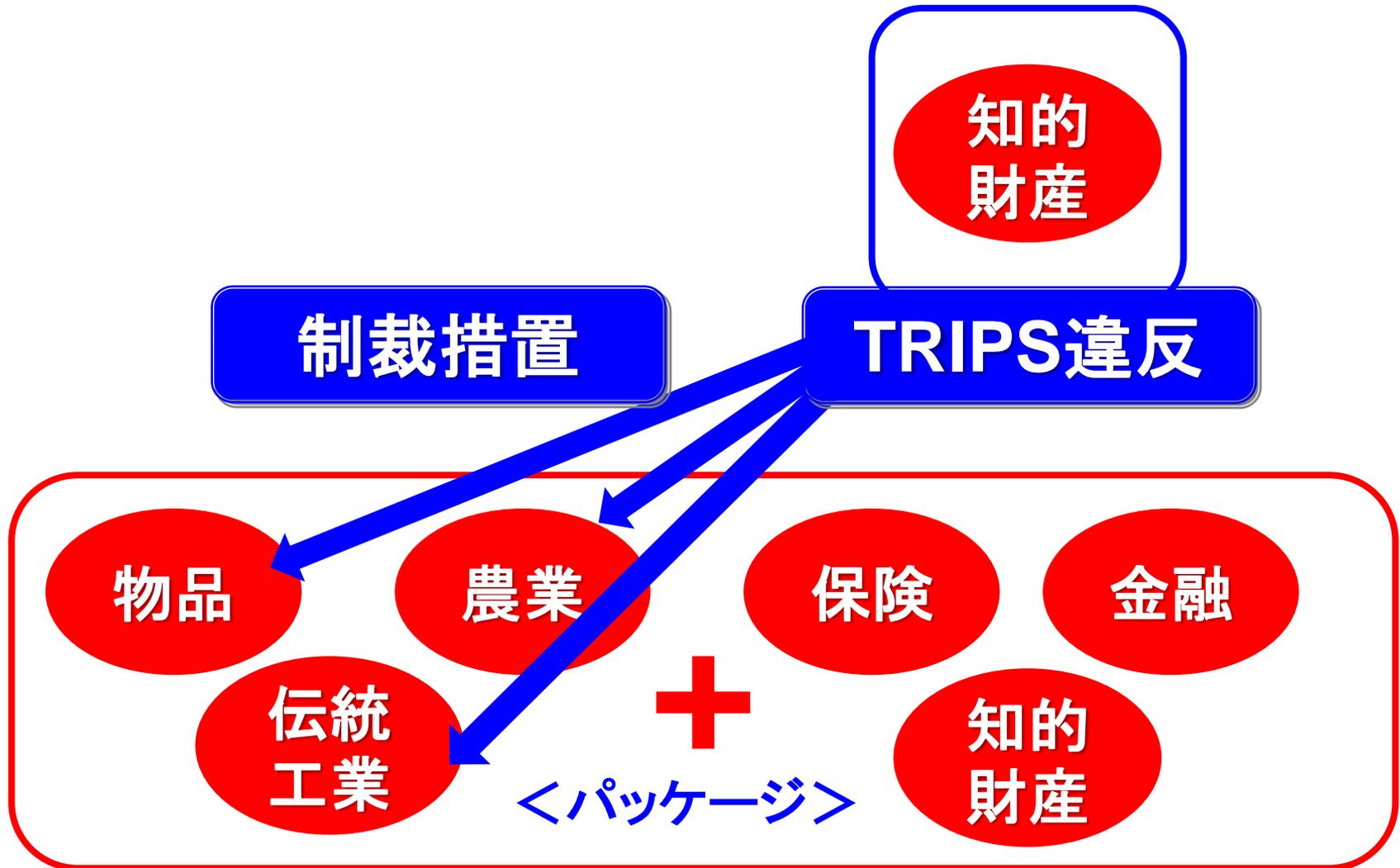
第2部. 環境と知的財産

# TRIPS協定の沿革

- ▶ 貿易の形も次第に複雑化し、複数国の中で利害問題が浮上してきたため、**多角的貿易交渉(ラウンド)**へ移行していく。
- ▶ ウルグアイ・ラウンドでは、「**知的財産**」「**保険**」「**金融**」の3つの**サービス分野**が新たに加わる。主に農業問題をめぐって交渉が難航していたが、早期妥結を図るため、**GATT全体**で一つの**パッケージ**とする考え方が示された。



# TRIPS協定の特徴



# 第1部

## 開発と知的財産

# 「開発問題」

- 2000年9月、「国連ミレニアム・サミット」が開催され、途上国の**貧困を克服するためには、途上国の経済発展が重要**であり、これを「開発」問題と称して、国際的な議論が始まった。

※「ミレニアム開発目標」: 8目標(達成期限: 2015年)

- このときの「国連ミレニアム・サミット」において、「**国連ミレニアム宣言**」が示され、貧困を克服するために国際的に協力していくことが宣言された。



# 国連ミレニアム宣言

国連ミレニアム宣言(抜粋)

2000年9月

- 
- ・我々は、我々の同胞たる男性、女性そして児童を、現在十億人以上が直面している、悲惨で非人道的な**極度の貧困状態から解放**するため、いかなる努力も惜しまない。
  - ・我々は、全ての人々が開発の権利を現実のものとする事、並びに**全人類を欠乏から解放**することにコミットする。
  - ・それゆえ我々は、**開発及び貧困撲滅に資する環境**を、各国及び世界レベルで同様に創出することを決意する。

<http://www.un.org/millennium/declaration/ares552e.htm>

# 国連ミレニアム開発目標(1)

国連ミレニアム開発目標(抜粋)

2015年9月

---

目標1:あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ

目標2:飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する

目標3:あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する

目標4:すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

目標5:ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る

目標6:全ての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する

# 国連ミレニアム開発目標(2)

## 国連ミレニアム開発目標(抜粋)

2015年9月

---

目標7:すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する

目標8:すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワークを推進する

目標9:レジリエントなインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る

目標10:国内および国家間の不平等を是正する

目標11:都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする

目標12:持続可能な消費と生産のパターンを確保する

目標13:気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る

# 国連ミレニアム開発目標(3)

## 国連ミレニアム開発目標(抜粋)

2015年9月

---

目標14: 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する

目標15: 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る

目標16: 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する

目標17: 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

# WTOの対応

- 開発と知的財産権の問題は、2001年11月のWTO閣僚会議において「ドーハ閣僚宣言」が示されて以降、「ドーハ開発アジェンダ」(ドーハラウンド)としてWTO(TRIPS)において議論されている。
- 具体的には、途上国への技術移転の議論で、知的財産権の存在が、技術移転を阻害しているという指摘が途上国から示された。(2001年、WTOドーハ宣言)
- 最近でも、WTO(TRIPS)の懸案事項とされており、知的財産権(TRIPS協定)への否定的な意見が示されている。

ドーハ開発アジェンダ

# ドーハ宣言 (WTO)

- ① 既存の**医薬品へのアクセス**及び新薬の研究・開発の両方を促進することにより、TRIPS協定が公衆衛生を支持するような形で実施・解釈されることの重要性を強調した。
- ② **地理的表示**のワイン及びスピリッツに関する通報登録制度の設立について交渉に合意。地理的表示の追加的保護の対象産品拡大についてTRIPS理事会で検討する。
- ③ TRIPS理事会において、**生物多様性条約との関係**、伝統的知識・フォークロアの保護、新技術等について検討する。

2001年11月

# WIPOの対応

- 2004年9月のWIPO総会において、ブラジル、アルゼンチンなどから「WIPO開発アジェンダ」が示され、開発促進の観点から、技術移転の検討の提案がなされた。
- 2007年9月のWIPO総会において、「開発・知的財産委員会」(Committee on Development and Intellectual Property, CDIP)が設立された。
- 現在も、「開発」の問題は、CDIPにおいて議論されている。WIPOは、知的財産制度が問題ではなく、知的財産の活用に問題があるという立場である。

⇒ IP Advantage

# まとめ

- 途上国の**貧困を克服**するためには、途上国の**経済発展**が重要であり、これを「**開発問題**」と称して、国際的に議論されている。(2000年、2015年の**国連サミット**など)
- 途上国の「**開発**」には、先進国からの**技術移転**が不可欠であるが、**知的財産権の存在**が、**技術移転を阻害**しているという指摘が示された。(2001年、**WTOドーハ宣言**)
- こうして、**WTO**では、**知的財産権による弊害**について、**TRIPS**において議論されている。(ドーハ**開発アジェンダ**)
- また、**WIPO**においても、2004年から**CDIP**にて議論されているが、**知的財産制度が問題**ではなく、**知的財産の活用**に**問題がある**という立場である。(WIPO**開発アジェンダ**)

# まとめ

国連

2000年  
ミレニアムサミット

ミレニアム宣言



2015年  
国連サミット

ドーハ宣言(WTO)

WTO

2001年  
開発アジェンダ



TRIPS

WIPO

2004年  
開発アジェンダ



CDIP

技術移転政策

# IP Advantage

- IP Advantageデータベースは、世界全体における、発明者、作者、企業家、研究者の知的所有権に関する活用事例(成功事例)を提供するWIPOの事業である。
- 事例研究では、知的財産が現実の世界でどのように活用され、その良好な活用がどのように開発に貢献することができるかについての考察を提供している。
- IP Advantageは、知的所有権をどのように創出し、保護し、そして、利益をどのように得るのかについて、より良好な理解を促進することを目的とする。

知的財産権の活用の重要性をアピール

# IP Advantage

## IP Advantage - Case studies on Intellectual Property

The IP Advantage database provides a one-stop gateway to case studies that chronicle the intellectual property (IP) experience of entrepreneurs and researchers from across the globe. The case studies offer insights into how IP works in the real world and how IP exploitation can contribute to development.

IP Advantage is a joint project developed by WIPO's Communications Division and the WIPO Japan Office, based on a project supported by the Japan Funds-in-Trust for Industrial Property. It aims to promote a better understanding of how to create and reap the benefits provided by the IP system.

Please [contact us](#) to submit feedback and suggestions for new case studies.

### FEATURED STUDIES



#### Protecting a Brand, Changing an Image

When Boonchua first developed Siang Pure Oil, it is doubtful that he could have ever imagined how successful his unique product would become. Bertram has grown from a small two-person, one-product business into one of the largest companies of its kind in Thailand, employing over 140 people and enjoying a strong presence throughout Southeast Asia. With its strong branding strategy, the company is well poised to continue to draw on a combination of centuries old traditions to meet the medical needs of people worldwide. > [Read more](#)

[Previous](#) | [Next](#)

Focus:

\*\*\* Any \*\*\*  
Branding  
Commercialization  
Financing

Order by:

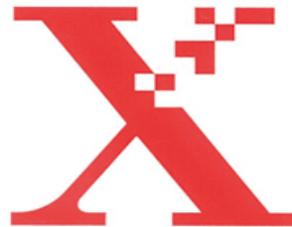
Country/Territory  Industry

# IP Advantage

WIPO MAGAZINE

## Did you know...There's a Trademark Graveyard?

Escalator. Zipper. Cellophane. Once they were trademarks; now they are not. What happened? Each mark became so popular that people began using it as the generic name for the product it branded...



“When you use ‘xerox’ the way you use ‘aspirin,’ we get a headache.” (Trademark: Xerox)

# IP Advantage

## WIPO MAGAZINE

### The Manga phenomenon

Rampant manga piracy is making it increasingly difficult for manga artists (mangaka) to earn a living from their work. Many rely on royalty payments to survive...



**“The simple truth is that if manga artists cannot earn a living from their art, there will be no manga..”**

# 第2部

## 環境と知的財産

# 「環境問題」

- 1992年、**国連サミット(地球サミット)**において、地球規模の環境問題に国際的に対応することが宣言(**リオ宣言**)され、**「気候変動枠組条約」**と**「生物多様性条約」**が採択された。
- 「気候変動枠組条約」については、「**リオ宣言**」(1992年)において、具体的な課題として、**途上国への環境技術の技術移転の重要性**が示された。
- その後、WTOにおいても、途上国への環境技術移転の議論で、**知的財産権の存在が、技術移転を阻害**しているという指摘が示された。(2001年、**WTOドーハ宣言**)



# 地球サミット

1992年

## ➤「リオ宣言」の採択(1992年)

人類共通の未来のために地球を良好な状況に確保することを目指し、人と国家との相互間の関係を規定する行動の基本原則である。

## ➤アジェンダ21の採択(1992年)

「リオ宣言」の基本原則を実施するための行動プログラムであり、幅広く各国の行動のあり方をとりまとめた。

# リオ宣言

1992年

- 「持続可能な開発」をキーワードに開催された地球サミットの大きな議論の一つが、途上国への環境技術移転であり、「リオ宣言」の第9原則に、技術移転の規定が示されている。

## Principle 9

States should cooperate to strengthen endogenous capacity-building for sustainable development by improving scientific understanding through exchanges of scientific and technological knowledge, and by enhancing the development, adaptation, diffusion and transfer of technologies, including new and innovative technologies.

<リオ宣言 第9原則>

# アジェンダ21

1992年

- 途上国への環境技術移転の必要性や実施すべき措置を記した「アジェンダ21」の第34章には、技術移転と知的財産権に関する規定が示されている。

## Chapter 34

### Transfer of Environmentally Sound Technology, Cooperation and Capacity-Building

34.9. A large body of useful technological knowledge lies in the public domain. There is a need for the access of developing countries to such technologies as are not covered by patents or lie in the public domain. Developing countries would also need to have access to the know-how and expertise required for the effective utilization of the aforesaid technologies.

＜アジェンダ21 第34章＞

- 2012年、リオ+20では、地球サミット(1992年)、リオ+10(2002年)における「**環境技術の技術移転**」の議論が繰り返し行われてきているが、20年前と比べて、**途上国の主張が強くな**ってきている。

## VI. Means of Implementation

### B. Technology

269. We emphasize the importance of technology transfer to developing countries, and recall the provisions on technology transfer, finance, access to information and intellectual property rights as agreed in the Johannesburg Plan of Implementation, in particular its call to promote, facilitate and finance, as appropriate, access to and the development, transfer and diffusion of environmentally sound technologies and corresponding know-how, in particular to developing countries, on favourable terms, including on concessional and preferential terms, as mutually agreed. We also take note of the further evolution of discussions and agreements on these issues since the adoption of the Plan of Implementation.

＜リオ+20 成果文書＞

# これまでの経緯

- 1992年6月の「地球サミット」における、途上国への環境技術移転の問題は、2002年8月の「国連持続可能な開発会議」(リオ+10)を経て、2012年6月の「国連持続可能な開発会議」(リオ+20)において強調されていった。

1992年:地球サミット(リオ)

2002年:リオ+10

2012年:リオ+20



※環境上適切な技術(EST: Environmental Sound Technology)に関する  
技術移転

# 気候変動枠組条約

- 2007年9月の第13回締約国会合(COP13)において、「**バリ宣言**」が採択されて、**環境技術移転の強化策の必要性**が示された。
  - 2008年12月のCOP14では、公衆衛生の分野の取り組み(強制実施権)を指摘し、**環境技術についても知的財産を技術移転の障壁にさせない為の柔軟性を拡大すべき**という見解が示されるなど、議論が交わされてきた。
- ※2008年11月の「北京ハイレベル会合」で、知的財産が技術移転の障壁となっているという認識の下、環境技術は公共財であり、TRIPS 協定の強制実施権にあたるという見解が示された。

# まとめ

- 1992年、「地球サミット」において、地球規模の環境問題に国際的に対応することが宣言(リオ宣言)され、具体的な課題として、途上国への環境技術移転の重要性が示された。(リオ宣言、リオ+10、リオ+20)
- その後、2007年、気候変動枠組条約において、「バリ宣言」が採択されて、環境技術移転の強化策の必要性が示された。
- 現在も、気候変動枠組条約の議論の中で、環境技術移転と知的財産権の問題が議論されている。(強制実施権)
- WIPOは、知的財産制度が問題ではなく、知的財産の活用に問題があるという立場である。(WIPO Green)

# まとめ

国連

1992年  
地球サミット



リオ+10



リオ+20

1992年 気候変動枠組条約

UNFCCC

WIPO



ドーハ宣言  
(WTO)



強制実施権

WIPO Green

技術移転政策

# WIPO Green (1)

- 「WIPO Green」とは、主に**先進国の企業等が有する環境技術の情報**、及び、**途上国のニーズ情報**の双方をデータベースとして蓄積し、技術の提供側と導入側を引き合わせる取り組みであり、現在、既に実施されている。
- 背景としては、**気候変動(地球温暖化)対策の議論**において、**途上国への環境技術移転**が円滑になされていないことが指摘される中、主に途上国への環境技術移転を促進するプラットフォームづくりを目的としている。



# WIPO Green (2)

- 「WIPO Green」では、特許情報のみならずノウハウ、製法、人的役務支援等を含めた「技術パッケージ」として提供するため、実効的な技術移転の実現が可能である。
- 実際のライセンス等の交渉は当事者同士に委ねられるが、WIPOにより契約のひな形が提供される等、WIPOによる支援も行われている。



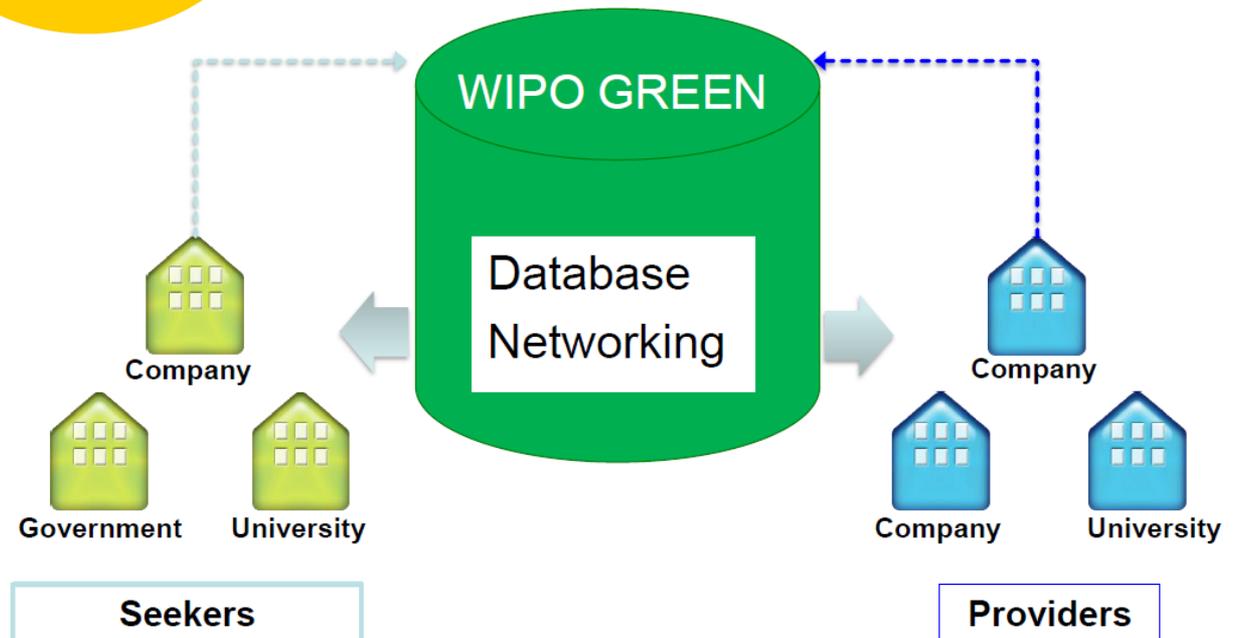
# WIPO Green

## Global Database

- Publicly and freely accessible
- Detailed technology information
- Users formulate need
- Match-making

## Networking

- Connecting partners
- Supporting services (licensing negotiation, financing, consulting, tailor made dispute resolution)



# WIPO Green



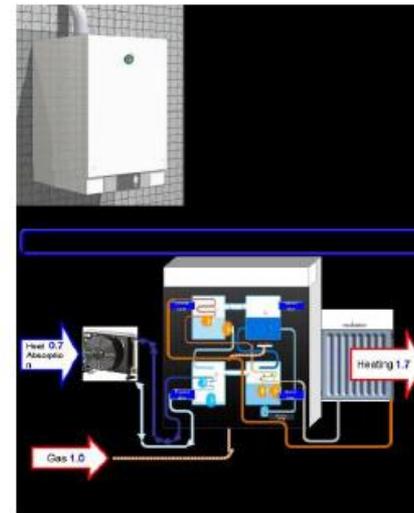
Energy Management from Waseda Environmental Institute



Pineapple paper From Universiti Teknologi Malaysia (UTM)



Vertical Green Biobed for the efficient degradation of pesticides From University of Geneva



Organic absorption heat pump system From Honda

# WIPO Green

## Collaborating organizations

- Japan Intellectual Property Association
- UN Global Compact
- UNEP
- Asian Development Bank
- Brazilian Patent Office
- Brazilian Forum of Innovation and Technology Transfer Managers



### Providers

#### **(Research institutions)**

- Stanford (US)
- University of Geneva (Switzerland)
- UTM Innovation and Commercialisation Centre (Malaysia)
- MIT (US)
- Waseda Environmental Institute (Japan)
- Rural Environment Research Association (Japan)
- CERN (Switzerland)

### Providers

#### **(Industry)**

- Honda (Japan)
- Hitachi (Japan)
- Fujitsu (Japan)
- General Electric (US)
- Quantum Design (Japan)
- Quantum Energy (Korea)
- JCG Corporation (Japan)
- INDIA IMPEX (India)
- Simpa Network (India)

### Seekers

#### **Government**

- Shanghai Technology Transfer Exchange (China)

#### **NGO**

- Association pour la Gestion de l'Environnement et le Développement (Burkina Faso)

#### **Industry**

- KOE Technology Investment (China)
- SIG (Switzerland)

# WIPO Greenと日本

2020年2月19日

▶ エネルギー・環境

本日、特許庁は、世界知的所有権機関が運営する、環境技術の活用を促進するためのプラットフォームである“WIPO GREEN”に、パートナーとして参加しました。今後、WIPOと協力して、世界の環境技術の普及に貢献していきます。

## 1. WIPO GREENの概要

世界知的所有権機関（WIPO）は、国際的な知的財産権制度を所管する国連の専門機関です。知的財産制度に関するルールの方策や、国際出願・登録制度の運営のほか、知的財産に関わる様々な問題を解決するための活動を行っています。

WIPO GREENは、2013年に、環境技術の普及を後押しすることを目的として立ち上げられました。その基本的な活動は、データベースやイベント等を通じて、環境技術の提供者と使用者とをマッチングさせ、環境技術の活用を促進させることです。3,600件以上の技術が登録されたデータベースは、1,400人以上のユーザーに利用されています。

# WIPO Greenと日本

## 2. 特許庁の参加

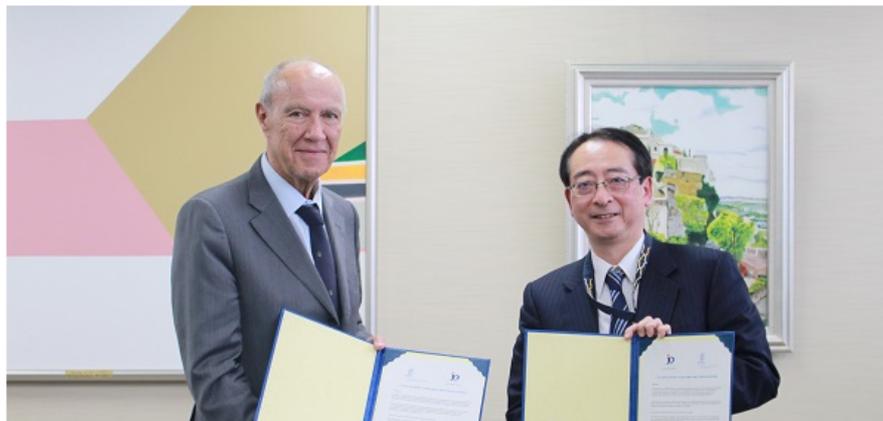
---

2月19日（水曜日）、特許庁は、WIPO GREENにパートナーとして参加しました。

これまで、政府機関、業界団体、企業、大学など100を超えるパートナーが参加していますが、アジア太平洋地域の知財庁の参加は、今回が初めてです。

パートナーは、WIPO事務局とともにWIPO GREENを主導するWIPOグリーン諮問会議の一員です。WIPO GREENを支援し、助言を与える等の活動を行います。

今後もパートナーとして、WIPO GREENの活動への助言や、我が国の有する知見の共有などを通じて、環境技術の普及に貢献して参ります。



# WIPO Greenと日本

- 2020年2月19日（水曜日）、特許庁は、WIPO GREENにパートナーとして参加しました。
- これまで、政府機関、業界団体、企業、大学など100を超えるパートナーが参加していますが、アジア太平洋地域の知財庁の参加は、今回が初めてです。
- パートナーは、WIPO事務局とともにWIPO GREENを主導するWIPOグリーン諮問会議の一員です。WIPO GREENを支援し、助言を与える等の活動を行います。
- 今後もパートナーとして、WIPO GREENの活動への助言や、我が国の有する知見の共有などを通じて、環境技術の普及に貢献して参ります。

# WIPO Greenと企業

2017.11.27 産経ニュース

- **富士通**は、保有する環境技術を途上国や新興国をはじめ広く国際社会に普及させる取り組みを加速させる。
- 国連の世界知的所有権機関(WIPO)が運営する環境技術紹介システムを通じて**スムーズな技術移転**を目指す。
- 日本のIT企業では初めてパートナー企業として同機関に参画。国連が掲げる「**持続可能な開発目標**」に貢献する。
- ワイポにパートナー企業として参画する**日本企業は帝人に次いで2社目**。富士通はこれまでの技術開発で培った専門性を生かし諮問会議への参加で活動をリードしていく。

# WIPO Greenと企業

- 「WIPO GREEN」データベースには独シーメンスや米GEなど80の企業・団体が2600件を超える環境技術などの知財を登録している。
- 一方、途上国なども環境課題に関するニーズを入力。システムを通じ双方のマッチングが成立すれば、技術移転に向けた具体的な協議が始まる仕組みだ。
- 単なる技術供与にとどまらず、供与する側が対価を受け取って、ノウハウ提供など手厚いサポートを行うのが特徴だ。
- 環境に関する知財が途上国などで広く活用されるようになれば、地球環境保全に貢献できるだけでなく、自社技術の世界規模での普及につながる可能性が高まる。

# 参考文献

第12回のテーマについて、以下のとおり、参考資料を提示します。今後の学習の参考にして下さい。

<第12回> 「知的財産政策の国際的課題（2）」（6月26日（金）3限）

- ・ 特許庁「TRIPS 協定整合性分析調査報告書」

[https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/trips\\_chousa\\_houkoku.html](https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/trips_chousa_houkoku.html)

- ・ 植村昭三「グローバル化時代における知的財産制度の潮流」

[https://www.publication.law.nihon-u.ac.jp/property/property\\_6.html](https://www.publication.law.nihon-u.ac.jp/property/property_6.html)

- ・ WIPO「IP Advantage」

<https://www.wipo.int/ipadvantage/en/>

- ・ 特許研究「知的財産権と環境」

<http://www.inpit.go.jp/content/100060433.pdf>

- ・ 特許庁「TRIPS 協定整合性分析調査報告書（平成24年度）」「環境技術移転と知的財産権」P.32～P.47

[http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/10322385/www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/chousa/pdf/tripschousahoukoku/24\\_2.pdf](http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/10322385/www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/chousa/pdf/tripschousahoukoku/24_2.pdf)

- ・ WIPO「WIPO Green」

<https://www3.wipo.int/wipogreen/en/>

# 課題

- 本日の講義について、自分の意見を提出して下さい。

- 文字数：500字以内
- 提出期限：7月3日（金）正午
- 提出先：[nihonipr@yahoo.co.jp](mailto:nihonipr@yahoo.co.jp)